

国立研究開発法人港湾空港技術研究所の見直し

平成27年9月10日

国土交通省

国土交通省では、東日本大震災を契機とした地震・津波防災対策、港湾及び空港施設の老朽化対策、国際コンテナ戦略港湾や海洋開発の拠点整備等の緊急的な課題への対応を推進している。国立研究開発法人港湾空港技術研究所（以下「港空研」という。）は、このような政策における技術的課題への対応のため、国内外における災害の被災状況調査や被災メカニズムの解明、関係機関への技術支援等において、港湾及び空港の施設整備等に係る高い知見や機動力を持って貢献している。このように、社会・行政ニーズを踏まえて、先見性と機動性を持って研究開発業務を実施し、現場への成果の還元を通じて、政策課題を解決していくことが港空研の使命である。

港空研の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

なお、見直しに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を踏まえている。

第1 事務及び事業の見直し

1. 港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「科学技術イノベーション総合戦略2015」（平成27年6月19日閣議決定）等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

(1) 研究開発機能の強化

研究開発成果の最大化に向けて、社会・行政ニーズを踏まえた政策課題等の解決に資する研究開発のため、これまでの研究成果の蓄積や強みを生かしつつ中長期的な視点も踏まえた研究計画策定とこれに基づく研究業務を進めていく。

また、優秀な人材の確保と育成、優れた技術シーズを実務に結びつける橋渡し機能の強化、外部研究資金の獲得、知的財産権の管理・活用等の取組を実施する。

さらに、海上技術研究所及び電子航法研究所との統合を踏まえ、これまでの港空研の特性・プレゼンスを生かしつつ統合による効果を発揮し、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進に貢献する。

(2) 国内外の機関との連携強化、国際活動の推進

研究開発成果の最大化に向けて、国土交通省をはじめとする行政機関等との密な連携を図り、現場における研究ニーズの把握や産学官の連携に努め、現場への研究者派遣や技術支援による研究成果の還元に取り組む。

さらに、海外における研究機関や政府機関等との連携・交流を深め、国際社会における港空研のプレゼンスの向上を図るとともに、国際協力を推進する。

第2 業務実施体制の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

(1) 組織形態の見直し

港空研、国立研究開発法人海上技術安全研究所及び同電子航法研究所を統合し、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所を設立する（平成28年4月1日統合予定）。

(2) 組織体制の整備

統合する3研究所の連携を推進するため、企画部門を充実化する。

また、統合後においても、港湾空港技術研究所の名称を継続的に使用するとともに

に、機動的な組織運営を図る。

(3) 業務運営体制の整備

統合が定着した後に、総務部門の組織や経費の合理化に取り組む。

また、統合する海上技術安全研究所及び電子航法研究所との業務実施の連携を推進し、運営に係る共通業務について共同調達を実施する。

さらに、法人のミッションを有効かつ効果的に果たすため、引き続き内部統制システムの充実、及び監事機能（監査）の実効性の向上に努める。

第3 その他組織・業務全般に関する見直し

(1) 調達の合理化

引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、研究所内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、研究開発業務の効率的実施のために、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化する。

(2) 給与水準の適正化

引き続き、給与水準については、研究開発業務の専門性・特性等を踏まえた柔軟な取り扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

(3) 保有資産の見直し

3研究所の統合も踏まえ、引き続き保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(4) 自己収入の確保

知的財産権の活用方策の検討等により、引き続き自己収入の確保に取り組む。

(5) 中長期計画予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

(6) その他

上記(1)～(5)のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。